萬葉集巻十九の表記をめぐって (三)

――「俗中」と「よのなか」――

本学助教授

朝 比 奈 英 夫

うつせみの常なき見れば世の中に心つけずて思ふ日そ多き 一云嘆く日そ多き 止まらぬごとく(常もなくうつろふ見れば)にはたづみ流るる 渧(留めかねつも) のみならし 紅の色もうつろひ ぬばたまの黒髪変り 朝の笑み夕変らひ 吹く風の見えぬがごとく 行く水の あしひきの山の木末も 春されば花咲きにほひ 秋づけば露霜負ひて 風交りもみち散りけり うつせみもかく 天地の遠き初めよ 言とはぬ木すら春咲き秋づけばもみち散らくは常をなみこそ 俗中波常無毛能等 語り継ぎ流らへ来たれ。天の原振り放け見れば、照る月も盈臭しけり 一云常なけむとぞ (萬葉集19・四一六〇) (四一六二) (四一六二)

悲,世閒無常,歌一首幷短歌

はじめに

右は、萬葉集に見られる大伴家持の歌で、前後に並ぶ「過|,澁谿埼, 見|,巌上樹| 歌一首」 (四|五九)、「豫作七夕歌|

至る四作品については、各々の作品の理解に異なる見解が示されているところも多々あるが、これらが意図的な連作 首」(四一六三)、「慕」振』勇士之名,歌一首#短歌」(四一六四~四一六五)などの歌々とともに、「季春三月九日擬』出擧之 政「行「|於舊江村「道上属「|目物花「之詠幷興中所」作之歌」 という総題に括られている。これら四一五九から四一六五に

であると見る点では、いずれの論も同じ立場に立っている。

見て世の中の意であることは疑いない。 た本文の中で、「俗中波常無毛能等」と原文で記した部分がそれである。該当部分の「俗中」は、題詞との対応から しかし、連作性の問題と関わりながら、件の作品には検討すべき点が残されているように思われる。冒頭に掲出し

「よのなか」という語が仏典の用語「世間」に基づくことばとして、

世間を常なきものと今ぞ知る奈良の都のうつろふ見れば 世間は空しきものとあらむとぞこの照る月は満ち欠けしけるよが 余能奈可は空しきものと知る時しいよよますます悲しかりけりょのダク 世間を何に簪へむ朝開き漕ぎ去にし船の跡なきごとし (6・一〇四五) (5・七九三) (3・四四二) (3・三五二)

捉える語である「うつせみ」が無常感と結びついて用いられるようになること(青木生子 「万葉集における 「うつせ(そ) などのように、「無常」という意識を伴っていること、それに応ずるかのように、現世やそこに生きる人を肯定的に 世間も常にしあらねばやどにある桜の花の散れるころかも。 (8・一四五九)

り方から「悲世閒無常歌一首#望」の性格の一端を探ってみたい。 ら見ると、「俗中」という表記にも家持の表現意図と関わる問題が潜むものと考えられる。そこで、以下、表記のあ み』-挽歌から哀傷歌へ」『萬葉挽歌鮯』)など、すでに指摘されているとおりである。それゆえ、従来の注釈や論考では、 当面の家持歌の「俗中」に格別の注意を寄せていない。が、巻十九の中で特に秀歌が連続する前半部の表記の様相か

一 巻十九の中の義訓

は、歌稿の清書という丹念な扱いに見合う読みやすさへの配慮が一貫していること等々である。 現在の巻十九編集以前に家持によって清書されていたと見られる部分に合致すること、そこに見られる表記の根底に ら四二一〇、四二一一から四二五六、四二五七から巻末四二九二という三区分が認められること、その最初の区分は、 踏まえつつ、拙稿「萬葉集巻十九の表記をめぐって(二)―巻内部の傾向と前半部の様相―」(「光華日本文学」 第三号) では、 相に変化が認められるゆえ、その表記のあり方について、これまでに多数の論が考察を加えている。それらの成果を 一首の中での表意表記の比率の推移に着目し、およそ次のような結論を得た。すなわち、巻十九には巻頭四一三九か 巻十九は、一見して知られるように巻全体が表意表記を主体としている。しかし、巻頭から巻末にかけて表記の様

二一○では十四語について二十二例見出され、冒頭歌群に義訓例の三分の二が集中するのも、表記を表現の一手段と(ほ2) るのだが、その中にあって、問題の「悲世間無常歌」の「俗中」は、特殊な位置を占める表記の一例といえよう。 手段となりうる。巻十九の中での義訓例は、二十六語について三十八例、件の家持歌を含む冒頭歌群四一三九から四 法である。しかしながら、その連想の介在ゆえに、義訓は、文字そのものに表記の担い手の表現意図を込める有効な と表記されることばとの間にある種の連想を要求する義訓は、読みやすさという方針とは相容れない性質を持つ表記 みなす家持の積極的な姿勢に由来するものと思われる。 「世の中」を「俗中」と表記することは、一般に行われている分類に従えば、義訓にあたる。表記に用いられる文字 読み手への配慮を貫くかような傾向は、巻十九の表意表記全体が正訓を主体としていることによって支えられてい

とはいうものの、巻十九の義訓例がすべてひとしなみに明確な表現意図を担って用いられているわけではない。そ

れらの三十八例を示すと、次のとおりである。

	皇祖神		不怜			三更											比来		幾許
	すめろき	,	さぶし			さ夜ふく											このころ		ここだ
	四日〇五	四一七八	四一七七			四四四											四二四四	四二〇八	四一九五
	*	*	*			*												*	*
皇祖四四三・一〇四七・二五〇八皇御祖四〇九四	皇神祖三二二・四一一一一一二二	不楽二五七・三八六三	二一八・四三四・二二九〇	夜三更(よくたちて)一一二四	(よなか)一六九一	(よひ) 一五四五・二二六一	迺者一九八四	二・三〇五五・三八五九	二三三五・三〇二二・三〇五	頃者七一三・一六〇三・一八八九・	比日四三六・六四八 他一八例	日来二 七五	三六六・二五二五・二七七八	比者 三六・六八六・ 三・二	八・二八七七・二九八四・三八五八	〇・二三二九・二六〇三・二六六	一二三・三五九・七六七・二二六		

三:101四				
(わが) 七七・ 八・二〇〇		四三三四	(わが)	
〇五:1001:1110:1四1五	*	四一九一		
二五〇・一〇一七・一二六九・一七	*	四一五七	われ	吾等
	*	四一六〇	世の中	俗中
	*	四二〇六	止む	停息
11140	*	四一六〇	満ち欠け	盈吳
朝廷四三三一				
六八八(とほの)朝庭三○四・七九四・三		四 二 四 五	みかど	国家
大臣(おほまへつきみ)七六		四二七六	まへつきみ	卿大夫
三五〇	*	四一六〇	なみた	渧
(悲悽) 一八〇四		四 二 五	嘆く	痛念
		四二六六	とよのあかり	皇宴
	*	四一六八		
九〇八・一八五七	*	四一五八	としのは	毎年
岛猟一二八九		四二四九	鳥狩(とがり)	腐狩
在語一四〇八				
四二〇・四二一・四七五・二五八		四二 四	たはごと	狂言

うな表記の使用が重なる表記とことばとの間に連みられる「奥墓」「三更」みられる「奥墓」「三更」	想を必要とし、そこに程度の差はあれ表現のあやが生じたであろう。しかしながら、そのような表記の使用が重なる「魔狩」の三語、三例も、その十四語に準じて同列に扱うことができる。これらは、元来は表記とことばとの間に連ど十四語、二十六例を占める。また、そのものぴたりの表記ではないものの、類例が他巻にみられる「奥墓」「三更」右の一覧表から知られるように、二十六語の中で、他巻に同様の表記が複数例存在する場合が「去来」「灼然」な	あやが生じのので、他の中で、他の中で、他	十四語に準じまた、そのも	そこに程度の差がら知られるようから知られるよう	と必要とし、 一四語、二十一四語、二十二四語、二十二四語、二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	想っとまた
			四二 —			
	丁女三七九一	*	四一九二			
	七・二九九〇	*	四一六六			
	六・一四二九・一八七九・二一一	*	四一四三		-	
	四〇・五二二・一〇〇三・一〇五	*	四一三九	娘子(をとめ)	娆嬬	
	丁子一八〇二					
	杜二〇一〇・三七九一				-	
	〇四三・二〇五一・二二二三					
	一三七二・一七五九・一八〇九・二					
	三六九・五七七・九八三・九八五・		四 二 一	男(をとこ)	壮子	
	一・二七六二					
	(ゑます)六二四・六八八・九四					
	〇・三十三七					
	七・二六四二・二九〇					
	(ゑまひ)四七八・七一八・一六二					
	花咲(はなゑみ) 二五七・四一一六					
	八-七	*	四一九二			
	一七三八・一八〇七・二六二七・三	*	四一六〇	笑 (ゑ) み	咲	

位置づけていくことになる。 につれてそこに連想の介在する余地は減少し、表記と訓との定着度の高まりは、それぞれの例を正訓と同質の表記に

明確になると考えられるからである。なお、便宜上、それら八例を(1)(2)(3)に分かち検討する。 場合であろう。すなわち、当面の「俗中」をはじめ、巻十九のみの孤例である「本郷」「停息」「豊宴」「痛念」「卿大 る考察に先立ち、その他の八例について検討を加えたい。それによって巻十九の中での「俗中」という表記の特質が 夫」「国家」の七例、および他巻に一例を見る「盈臭」「渧」の計九例がそれにあたる。そこで焦点の「俗中」に対す したがって、右の二十六語の中で、さしあたり問題とすべきは、他巻において同様の表記がほとんど認められない

ĵ

ここでは漢語に出自を持つ四例「本郷」「痛念」「停息」「国家」を取り上げる。まずは、次に掲げる家持歌の「本

この語は、集中の題詞・左注に「山上臣憶良在||大唐||時憶||本郷||作歌」(1・六三題詞)、「右安貴王娶||因幡八上采 燕来る時になりぬと雁がねは本郷偲ひつつ雲隠り鳴く(四一四四)

係念極甚愛情尤盛 於、時勅断。不敬之罪。退。却本郷。焉」(4・五三五左注)、「至。筑紫舘。遙望。本郷。悽愴作歌四

首」(15・三六五二~三六五五題詞) の三例を見る。一方、歌においては、「クニ」の表意表記としては、「國」が六八例

が際立つのだが、これについては、小島慇之「春の雁」(『日本古典文学全集(3)』補論)に指摘がある。すなわち、当 は「國辺」(四・五○九) などの複合語を考慮に入れても変わらず、したがって、家持の「本郷」という表記の異質性 面の家持歌四一四四は、次の四一四五と連れだって「見,| 歸雁 | 歌二首」と題する作品で、漢詩の素材である春の「帰 (1・二など)、「邦」が一例(9・一八〇〇)で、「國」という表記の定着度がきわめて高いことが知られる。このこと ものと思われる。

しても、貴重というべきである」という。首肯すべき指摘で、漢語に出自を持つ「本郷」を歌の中に取り入れたねら 雁」を詠む件の二首は、「素材史上はなはだ注意すべきであり、同時にまた『歌』と『詩』との接点に位置する歌と いは、漢詩的世界を想起させる「帰雁」の斬新さを印象づけるところにあったのであろう。と同時に、この表記によ

ついで「痛念」を取り上げる。これは、家持の「挽歌一首#報」(四二一四~四二一六)の例で、左注の「弔、舞南右

表現の手段として活かそうとする家持の意欲的な態度を見て取ることができる。

って、越中にいる家持の望郷の想いが帰雁の詩情に重ね合わされることとなる。こうして、「本郷」には、表記をも

大臣家藤原二郎之喪''慈母''患4」が作歌事情を明らかにしている。問題の「痛念」は、その第一反歌に見られる。次 の一首がそれである。

遠音にも君が痛念と聞きつれば哭のみし泣かゆ相思ふ我は

四二五

之如"父母,而歸」之如"流水"](『春秋左氏伝』昭公三)の晋杜預の注に「燠休、痛念之聲」という例が見える。「燠」は、 は、家持の漢語に対する理解の産物であると考える余地がある。漢語「痛念」は、「民人痛疾、而或燠"休之、 「燠、熱在」中也」(「説文解字」)のように、「温かい」 という意だが、右の左伝の例について、初唐孔穎達の正義は、 右のように「痛念」は、母を失った「君」すなわち藤原二郎の嘆きをいうが、ここに「痛念」が用いられているの(キギッ)

の具体例の追求を俟って判断すべきところだが、少なくとも家持歌の「痛念」も、漢語に出自を持つと見て大過ない の曹翰にあった字をそのまま借用したもの」(『新編日本古典文学全集』)という可能性を考慮すべきであろう。「通念」 をいうと解される。しかしながら、ここでは同情の意の漢語を応用したものと見るよりも、「あるいは相手藤原二郎 よれば、「痛念」は、「謂願念其痛而撫慰之」(「漢語大詞典」)と説かれるように、相手の痛みを思いやり、慰めること 「服慶云、燠休痛||其痛| 而念」之、若。今時小兒痛、父母以」口就」之曰||燠休\ 代。其痛。也」と注している。これらに

以上の二例は、表記を工夫することによって、歌の内容を効果的に補強している場合だが、「停息」「国家」なども、

これらと同様に考えることができる。「停息」は、次の歌の例である。 **澁谿を指して我が行くこの浜に月夜飽きてむ馬之末時停息**

一首は、越中国衙の官人たちが初夏の布勢水海に遊覧した折りの一連の歌群(四一九八~四二〇六)の最後に位置し、

(四二〇六)

ずれの表記が一般という傾向は見られないが、これらに倣って当該歌の場合も、「停」あるいは「止、駐、留」など 八)、「うちひさす宮に行く子を……留者苦し」(4・五三二)などのとおり、「止」「駐」「留」が用いられており、い が用いられている。集中では「止む」には、「流るる涙止そかねつる」(2・一七八)、「大御馬の口抑・駐」(3・四七 求めようとする高揚感が伝わってくるが、そのために馬の歩みをしばし止めよと一同に呼びかけるところに「停息」 「還時濱上仰。見月光。歌一首」 という題詞を持つ。遊覧の楽しみの名残は尽きず、帰路の月夜の情景に飽くまで興を

されていたからではないか。 の一字のみで表記すれば事足りたところである。それを「停息」と表記したのは、家持の脳裏に次のような例が想起 駆役無"停息、軒裳逝"東崖

(晋陶淵明「雑詩十二首」の「其十」)

山川阻隔、疲頓異常。欲、投、娘子、片時停歇。

前者は、かつて任務を帯びて陸路を車で東方の果てまで旅したことをいうらしく、「驅役」すなわち仕事に追われ

これら二例には、いずれも休息の時間を持つ意が含まれている。家持は、こうした漢語の語彙に倣って「止む」に でしばし休ませて欲しいと願う場面で、「歇、息也」(【説文解字】)から、前者の「停息」と同義であると見てよい。 て休むことがないの意。後者は、桃源郷に至った主人公が旅の疲れに倦み、川岸で洗濯をしている娘に向かい、お宅

し憩おうとする場の雰囲気を表現しようとしたのであろう。 「停息」をあてたのだと思われる。これによって、単に馬の歩みを止めるというのではなく、浜辺の月夜の下でしば は、次の諸例であろう。

国家の意の「みかど」は、当該の例以外は、すべて「とほの朝庭(廷)」(3・三〇四、5・七九四など八例) として用 人の無事の帰国を「平らけく率て帰りませ毛等能国家爾」と祈るところに用いられている表記である。集中、朝廷・ いられている。それらに倣えば、「毛等能朝庭(廷)」と表記してもよいところだが、そこをあえて「国家」と表記し

次に「国家」。作主未詳「天平五年贈"入唐使"歌一首キキタサ」(四二四五~四二四六)の一節で、住吉の神に向かって使

た由縁は、当該歌が「日の入る国」(四二四五)、すなわち唐に対しての「大和の国」(四二四五)日本を意識しての歌

2

であるからであろう。

ころは、(1)で見た「本郷」などの場合と共通するが、とくに「卿大夫」「豊宴」の場合は、表記のあり方に加えて、 本項では、「卿大夫」「豊宴」を取り上げる。これらの場合も、それぞれの歌の内容を表記の面から補強していると

その前提となる言葉の選択の段階に特色がある。

まず「卿大夫」と表記される「まへつきみ」は、

島山に照れる橘うずに刺し仕えまつるは卿大夫等

という例で、「廿五日新嘗會肆宴應」詔歌六首」のうちの一首、藤原八束の作である。これには類例として「物部乃という例で、「廿五日新嘗會肆宴應」詔歌六首」のうちの一首、藤原八束の作である。これには類例として「物部乃

表現としては当該歌以外には例を見出すことができない。そこで、当面の「卿大夫」を考えるにあたって参照すべき 意で特定の個人を指すものではない。しかし、一般性を持つ語彙であるにしても、「まへつきみ」という語は、歌の 現場に強く依存した一回的な表現とみなされる。これに対して、当面の「まへつきみたち」は、「臣下たち」という

四郊多、壘、此卿大夫之辱也

(『史記』汲鄭列伝)

(「禮記」曲禮上)

至」黯七世、世爲,卿大夫,

天皇巡...狩南國。於、是留...皇后及百寮、而從駕二三卿大夫及官人數百、而輕行之。

(仲哀紀二年三月条)

謂國君自來曰」朝、使∥卿大夫「曰」聘。 大臣参議幷諸王者令」侍∥于大殿上、諸卿大夫者令」侍∥于南細殿。

(17・三九二二|~三九二六前文)

(「令集解」職員令 「諸蕃朝聘」の項)

のであろう。さような場で披露された作品の中に、散文の用語「まへつきみ」を、それに即した「卿大夫」という表 四二七三~四二七八が題詞の記すとおり、「新嘗會肆宴應詔」という儀礼的な場で詠まれた歌であることに由来する これらの例から考えるに、「まへつきみ」は、漢語「卿大夫」を訓読した際に引き当てられる和語であって、しか 散文の中で使われる用語という性格が濃かったのではなかろうか。それをあえて歌に用いたのは、当該歌を含む

こうした事情は、次の「豊宴」の場合も同様である。

記によって用いることで、儀式ばった重みを加えることをねらったのだと思われる。

「とよのあかり」もまた、右の家持歌以外には、集中に見られない表現である。しかしながら、これも歌以外では(it+4) に仕へまつるを 見るが貴さ 日の日は、もののふの八十伴の男の、島山に赤る橘、うずに刺し紐解き放けて、千年寿き寿き響もし、ゑらゑら ……あをによし奈良の都に「万代に国知らさむと」やすみしし我が大君の 神ながら思ほしめして 豊宴見す今 (四二六六)

次のような例が見出される。 これより後時に、大后為、將。。豊楽、而、御網柏を採りに、木の国へ幸行しし閒に…… ……天皇聞"看豊明,之日、髮長比賣に大御酒の柏を握らしめて、その太子に賜ひき。

今勅りたまはく、今日は新嘗のなほらひの豊ヵ明聞こしめす日に在り。

'5

(「古事記」応神天皇条)

(同 仁徳天皇条)

(「続日本紀」宣命 第四十六詔 神護景雲三年十一月二十八日条)

当面の「豊宴」の表記それ自体は、右の諸例を参照すれば、取り立てて特別な表現意図を持つとは思われない。む

だと思われる。そうであれば、「豊宴」という盛儀を初めて歌の題材として取りあげたこと自体が、新たな讃歌のあ り方を開拓しようとする家持の意欲的な選択であったということになる。件の「豊宴」は、こうしたねらいによって が中心なのであり、自らが思い描く理想の「豊宴」を「儲作歌」という形で描き出すことが当該歌の目的であったの 高らかに讃美する部分に用いられていることである。当面の家持歌は、「豊宴見す今日の日」の盛況を描写しつつ、 首のうちの長歌の中で、「やすみしし我が大君の神ながら思しめして豊宴見す今日の日は」と、宴を主宰する天皇を しろ注目すべきは、右に掲げたように、件の「とよのあかり」が、「為」應」詔儲作歌一首幷短歌」と題する長反歌二 「八十伴の男」が天皇に対して抱く奉仕の念をうたうことを主眼とする。つまり、そこでは「豊宴」のありさまこそ

3

必然的に歌に呼び込まれることとなったのだといえよう。

第三項として「盈臭」「渧」について検討したい。これら二例は、「俗中」と同じく「悲世間無常歌」(四一六〇)に

見られる例で、各々が他巻にもひとつずつ用例を持つ。すなわち、次の例である。 こもりくの泊瀬の山に照る月は盈臭しけり人の常なき

彦星は 織 女 と | 天地の別れし時ゆ | いなむしろ川に向き立ち | 思ふそら安けなくに | 嘆くそら安けなくに | 青

(柿本朝臣人麻呂歌集)7・一二七〇)

波に望みは絶えぬ 白雲に渧は盡きぬ…… 、山上憶良 8・一五二〇)

(『上代日本文學と中國文學』中)。それに拠りながら右の二例を見ると、前者の「盈臭」(満ち欠け)は、「日中則臭、 これらについては、つとに小島嶽之氏によって、漢籍の語句に対する訓詁の応用であるという指摘が行われている

えられ、そこに右の『周易』の例や「日月盈吳」(『千字文』)などの文字についての訓詁の応用が認められるという。 た)」に通用する例の存することが指摘される。これは「渧、一曰滴水」(『集韻』)とされる「渧」が、水滴や涙のし 後者の「渧」については、敦煌変文に涙の意に用いた例が認められ、「流涕」(19・四二一四) などという「涕(なみ 月盈則食」(『周易』 豊伝)の「 吳(かたむく)」を王弼注「 吳食」によって「食」(欠く)の意に解したことによると考

Ⅱ誌」への試論─」(注1に掲出)が、小島氏の論を承けつつ表現の内実により深く踏み込んだ考察を加えている。すなわ ずくをあらわす「滴」と同じ意に用いられたものという。従うべき見解で、前掲の家持歌の例は、人麻呂歌集歌や憶 良歌のかような訓詁を踏まえての表記と見られるが、家持の場合については、鉄野昌弘「『興』と『無常』―家特『歌

のだろう」と指摘する。「渧」については、「『文選』や『芸文類聚』「哀傷」部その他の、世の無常を歌った詩文に、 人にたとえていることから、人麻呂歌集歌も家持歌も「当然その字面だけでなく、そうした表現全体を踏まえている

ち、「盈臭」は、先掲『周易』豊伝が「天地盈虚與」時消息、況於」人乎、況於|鬼神|乎」と続けて日月の満ち欠けを

を見出し、それを用字によって表したものと言えよう」との見解を示している。これによって、典拠と目される漢籍 現が魏阮籍「詠懐詩」などに見られることを挙げ、「この例は、漢籍とは別個に成り立った表現に、漢詩文との相似 決まって『涙が流れる』或いは『涙が衣を濡らす』といった表現が用いられる』こと、「涙を留めがたい」という表 への依存の程度に差はあろうが、家持の場合における漢詩文の摂取が、依拠する詩文に対する適切な理解の上に立っ

るべく、意図的に用いられたということになる。 に対する訓詁の成果を担って、この世の無常のありさまと、それに由来する悲嘆をうたう当該歌の文脈に厚みを加え て、きわめて自覚的に行われたことが明らかにされたといえよう。つまり、家持歌の「盈吳」「渧」は、家持の漢語(ほ5)

こうして、(1)(2)(3)に取り上げた八例は、いずれもそれぞれの作品に呼び込まれるべき必然性を持つこと

後に触れることとして、まずは「俗」の字義を検討し、その上で叙上の憶良の用例を視野に入れて、当面の「俗中」 用いたのかが問われてしかるべき問題となるのである。もっとも、歌には用例が見られないものの、題詞や序、ある 三十一例までが「世間」を用いるという定着した表記があるにもかかわらず、当該歌において、なにゆえ「俗中」を ても、その表記を用いた必然的な背景の存在が想定されるであろう。つまり、「よのなか」に対しては、四十三例中、 結果であることは、当面の「俗中」を考える上で見逃すことができない。かような傾向から推して、「俗中」につい てよい。とりわけ、それら八例の中でも「悲世間無常歌」に見られる(3)の二例が漢詩文の表現の積極的な摂取の の担い手を特定しにくいところだが、それらの表記が表現に及ぼす効果は、家持歌の場合と質を同じくするものと見 いは詩文の例として、山上憶良の作品に「俗道」「塵俗」などの例がある。が、これらと当面の「俗中」との関係は、

三「俗」の意義

の表現性を考えたい。

「俗」の字義は、「俗 習也」(『説文解字』)、「俗 風也凡也」(『篆隸萬象名義』)、「俗 凡」(「天治本新撰字鏡」)とあ

六曰、以」俗敎安、民不」偸。[鄭玄注] 俗、謂''土地所''生習' 也。り、ここにいう「習」「風」の義の「俗」には、次のような例がある。

. 入、國而問、俗、入、門而問、諱。〔鄭玄注〕俗、謂,,常所、行與,所、惡也。

移,風易,俗、天下皆寧。[正義] 上行謂,,之風、下習謂,,之俗。

(「周醴」 地官大司徒)

(「史記」楽沓)

(「禮記」 曲禮上)

これらは、「俗、ナラヒ」(『観智院本類聚名義抄』)という場合にあたり、「風俗、習わし」の意と解される。

78

が知られ、家持歌六例については、そこに作者家持の明確な意図を見て取ることができる。残る二例については表記

日本上代の文献における「俗」の意義については、小泉道「上代文学における『俗』の用法」(「光華日本文学」 第二

号)に詳細な考察がある。そこでは、風土記を中心に、記紀・萬葉集などの上代文献から、中古初頭頃成立した『続 日本紀】『古語拾遺』『令義解』にわたって「俗」の用例の調査が行われ、その結果、次のような見解が示されている。

上代の作品の「俗」用語例をみると、各地の国郡郷在住者一般あるいは当地関係の異種族などに係わる、ことば

を含む長短種々の伝承を記述する表示として、これが目立つ。その「俗」の意味はクニヒト(俗人)とナラヒ (風俗)とに大別され、前者では広狭古今などにわたっており、後者には地方・種族・往古などの特異な世俗記

従うべき見解で、

事と大和政権の風教化記事との二種がある。

東俗語云、可豆思賀能麻末能弖胡

嬥歌者、東俗語曰,,賀我比

(9・一七五九歌脚注) (3・四三一題詞脚注)

(5・八六八題詞)

などは、「クニヒト」、すなわち地方の人の言葉を示し、

憶良聞、方岳諸侯都督刺使、並依"典法,巡"行部下、

察...其風俗

は、「方岳諸侯」「都督刺使」が治める地方の「ナラヒ(風俗)」の意である。次の二例もこれに類するものと見てよ

かろう。

猷名俗曰:"牟射佐妣

龍薄之後還,,賜寄物, 俗云:,可多美,

前者は、むささびが他の例ではすべて「牟佐佐婢」(二六七)のように「ムサ(佐)サビ」と読むべき表記であるの

(6·一○二八題詞脚注)

(16・三八〇九題詞割注)

漢語「寄物」を、普段の言葉では、という意味合いで説明したところである。こうして、これら二例の「俗」には、 に対して、「ムザ(射)サビ」と読むべき表記となっており、俗言で、といった意味での用法と思われる。後者は、

例からはずれて」(先掲「上代文学における『俗』の用法」)いる点で、先の「クニヒト・ナラヒ」を意味する例と共 一般的な言い方に対する訛った言い方、漢語に対する日常の和語という意識が認められ、「中央の規範的・一般的通(註6)

通する性格を持つ。次の、

所」怨有」此不」能,黙已、俗語云以」藤籟」錦、聊擬,談咲,耳

(17・三九六七前文)

常の俚諺という認識が、この「俗語」には認められるであろう。加えて、そこには「俗」たる俚諺にいうような振る 持の作)に藤(自作)続ぐ」と、俚諺を用いて述べているところである。漢文体の書簡文に伴う雅な意識に対する日 舞いを行う自らを謙遜し、相手方の家持の持つ雅趣をいっそう引き立てようとする意図があるように思われる。 は、越中国守大伴家持から贈られた書簡と歌とを承けて、国掾大伴池主がそれに応じる作を作った次第を、「錦(家

かくして、「俗」の持つ地方的・脱規範的な意味が、都鄙あるいは雅俗の対比を導くことになる。すなわち、

蓋是國也、地險而民多,知、其主、俗主也、不,足,與舉;。〔高誘注〕俗主、不肖凡君。

(『呂氏春秋』 孟冬紀

異寶)

(「孔子家語」曲禮子貢問)

(「荀子」 儒效)

(17・三九六九前文)

という、先掲の『篆隷萬象名義』や『天治本新撰字鏡』の「凡」にあたる例や、

衛鄙俗不」習! 喪禮 有」不「,學問「無「,正義「以「,富利「爲」隆、是俗人者也

などは、「俗」の帯びる負の価値意識を示している。萬葉集に見える、

固是俗恩懷、癖不、能,黙已、 仍捧,數行,式酬,嗤咲

は、作者大伴家持が自らを「俗物恩人」(『萬葉集全注巻十七』)と謙遜するところで、右の漢籍の場合に通じる用法と いってよい。

しかしながら、当面の家持の「俗中(よのなか)」は、こうした「風俗」「凡庸」「卑俗」といった意味での「俗」

とは、直接には繋がらない。前節で触れたとおり、家持の件の例にとって参照すべきは、山上憶良の作に見られる次

の諸例であると思われる。

(4) 自稱倍俗先生、意氣雖、揚,青雲之上,身體猶在,塵俗之中,

(6)竊以、朝夕佃||食山野| 者、獊無||灾害|而得」度」世、盐夜釣||漁河海| 者、尙有||慶福|而全」經」俗

(5・沈痾自哀文)

同

⑵吾以"身已穿、俗、心亦累,塵

(5・悲歎……易去難留詩題詞)

e)是知、世俗本無;[隱遁之室,原野唯有;]長夜之臺

(d悲.) 歎俗道假合卽離易、去難、留詩一首幷序

()俗道變化猶"擊目、人事經紀如"申臂

(同・序)

(同・詩)

右の②「塵俗」、②「世俗」について、

徒咸盡」所,懷而理蘊" 蘊于情、 遂令•無上道服毀"於廛俗、 克到之心屈•乎人事•

(釋整遠「沙門不敬王者論」『弘明集』)

(「道会寺碑文」「聖武天皇宸翰雜集」)

(「法華経」勧持品)

(「王居士涅槃詩」 「聖武天皇宸翰雜集」)

などの例が見え、これに加えて、

何爲出,,世俗、本欲、避,,塵喧 是人懷"惡心、常念"世俗事, 迹染,俗塵、心標,淨土,

(「法華經」法師功德品)

といった例を参照すれば、世の中を「俗」と観ずる態度は、「風俗」の義がそのまま発展したのではなく、仏教思想 とも関わることによって培われていったものと考えられる。

若說,,俗閒經眥治世語言資生業等、皆順,正法

81

る可能性を示唆し、さらに先掲の諸例について次のような指摘を行っている(「理と情―憶良の相剋―」『萬葉集研究』第 芳賀紀雄氏は、憶良の⑴、⑴の「俗道」について漢籍、仏典類の調査を踏まえた上で、これが憶良による造語であ

の来たり行く道」つまり「世間のあり方(存在の仕方)」といった意を与えればよいのではなかろうか。 これら(筆者注、先掲憶良の匂からⓒ)は、仏教的意味合いが濃厚ではあるが、明らかに「世間」の意である。当 の「俗道」も「仮合即離」を従えているだけに同類とみなしてよい。(中略)「俗道」には、「俗世間というもの

これによれば、憶良が世の中をあらわすのに「俗」という語を用いたのは仏教の教理そのものを表現しているので

とって心底に根付いていた無常感を表現したに過ぎないと思われる。 を念頭に置いていることには、疑いを容れる余地がない。家持に比して仏典により深く通暁していたと思われる憶良 いっそう一般的な意味合いが強く、そこでうたわれる「俗中は常無きもの」という認識も、すでに八世紀の貴族層に の漢文体の作での例でさえ、教理そのものをを踏まえているのではないとすれば、家持の歌に見られる「俗中」は、

家持の「俗中」においても同様であろう。世の中をあらわす家持の件の表記が、右に述べてきた憶良の「俗」の用法 はなく、仏典に想を及ぼしつつ、一般的な意味合いを含ませて「現世」を表現したものと見ることができる。事情は、

寝處,」(16・三八二三左注) という例である。これらは、仏教を背景において用いられている「俗」の例として、とも が、ここで注意すべきは、「造筑紫観音寺別當俗姓笠朝臣麻呂也」(3・三三六題詞脚注)、「夫寺家之屋者不」有|俗人

とができる聖俗の対比は、先に述べた「風俗」の意味での「俗」に見られた都鄙、雅俗の対比の場合と軌を一にする。 に仏教に関わる事柄を聖、それ以外の世間一般の内にある事柄を「俗」とする態度によっている。ここに見て取るこ(註7) の帰結であるといえよう。つまりそこでは、世間は無常であるという認識に加えて、それが「凡庸」で「卑俗」な性 聖俗・都鄙・雅俗の意が相俟って、「俗」で示される世間一般の価値が相対的に低められるのは、

質を持つ世界であるという価値判断が行われることになるのである。先掲の憶良の第一例(5・八〇〇序)において 「塵俗之中」が「青雲之上」に対比されているのは、こうした「俗」の性質をよく表している。「青雲」は、「文選」

李善注が「仲容靑雲器」(宋顔延年「五君詠」のうち「阮始平」)について、「靑雲言', 高遠, 也。 圓巷之人、欲',砥」行立。名

者、非、附「青雲之士、悪能施「於後代「哉。」 と注を加える。したがって、それに対置される「俗」は、世の中が「卑

俗」なものなのだという、負の価値意識を自ずから含むことになる。次に挙げる諸例は、世の中に対するさような価

値意識を端的に示している。

性慣俗閒、不、辨,,偽眞 同,,乎流俗,,合,,乎汙世,,居,之似,,忠信,,行,之似,糜潔 (「孟子」 盡心章句下)

恨,流俗之情多、痛,飛仙之術寡、驅,逸思於方外、跼,高情於天下, (王子安「遊廟山賦」)

(陶淵明「當牆欲高行」)

第一例「流俗」は、対句に見える「汙(汚)世」と同義であり、第二例は、「俗間」を「憒憒」すなわち、 乱れたも

られる「俗」と「方外」とを対比的に捉えた表現として、さらに次の例が見出される。 のとみている。第三例は、世間の卑俗な情のぬぐいがたいことを恨み、「飛仙之術」に乏しいことを嘆く。ここに見

(7)阮方外之人、故不√崇∥禮制。我輩俗中人、故以∥儀執「自居 □釋曰、人哭亦哭、俗內之冥跡、臨、喪能歌、方外之擔情 (「世説新語」任誕篇)

い釋曰、孔子云、儒有。上不、臣。,天子、下不。事。,公侯。儒者俗中之一物、尙能若、此、況沙門者方外之士乎(同)

(釋僧順「三破論」 [弘明集])

イイは、阮籍の故事で、母の喪に際して酔って髪も結わず哭泣の礼もしない阮籍と礼を尽くした弔問客の裴楷とを、

それぞれ「方外之人」「俗中人」と評している。ここでの「俗中人」は、先の「流俗」のような「卑俗」の意味合い

者也、而丘遊"於方之內, 者也」(『荘子』太宗師)という現世を超越した世界である『方外』に比べて、諸々のきまり ではなく、現世の礼儀作法という常識の枠の内にある人をいう。しかし、この場合にも、「孔子曰、彼遊」於方之外

83

に拘泥せざるを得ない窮屈さを、「俗」たる現世に見て取ることができるように思われる。

に拘泥する」「貧富に拘泥する」といった事例に対して用いられていることを指摘し、右のイイの任誕篇について、次 石川忠久「両晋に於ける雅俗の概念」(「陶淵明とその時代」)は、「世説新語」に見られる「俗」が、「物を好むこと

ここでは「方外之人」と「俗中人」との対比が見られる。世俗の中にいる人と、埒外にある人、礼制は世俗の中 の問題で、その外にいる人はその羁絆から自由なわけである。ここでの阮籍のあり方は、(5)(筆者注

のような見解を示している。

所収の一話)の阮瞻の評である「虚夷有遠志」というのを、極端な形で示したもの、と見ることができよう。

この指摘によれば、「俗」には、卑近なもの、日常的なものに囚われるという性格が見られるといえよう。このよ

うな「方外」と「俗」との対比は、さらに次のような広がりを持つ。

金壇疏"俗字、玉洞侶"仙羣;……琴尊方待,興、竹樹已迎,鹽(音8)

城闕居年滿、琴尊俗事稀

(王子安「山居晚眺贈王道士」)

尊」は、後者において「俗事」とはなじまないものとして取り上げられている。こうした「俗事」は、日常を離れた 前者では「俗」と「仙」とが対置され、仙境になぞらえられる山中での楽しみを「琴尊」が象徴する。この「琴

「方外」や「琴尊」の興趣とは相容れない、現世の煩わしい雑事をいうものと思われる。

門」すなわち儒教と仏教との対比が重ね合わされているが、ここでも「俗中之一物」たる儒者は、「方外之士」たる 先掲の例の戻って、印は、右のイイの場合に準じて解される。イソでは、「俗」と「方外」との対比に、「儒」と「沙

僧侶に対して相対的に低い位置付けを与えられているのである。

値意識が含まれていることを述べた。その価値意識とは、凡庸、卑俗、あるいは雑事や常識に囚われる窮屈さという 以上、「俗」が背景に仏教思想からの影響を持ちながら、現世の意味で用いられており、そこには現世に対する価

性格から現世を捉える認識であった。ここで問題の家持歌の「俗中」に立ち返ると、家持が「世の中」の表記として に加えて、かような認識において捉えられる世界であることを強調したかったためであると考えられる。すなわち 定着度の高い「世間」を用いず、あえて「俗中」という表記を工夫したねらいは、現世が無常という性質を持つこと 「俗中(よのなか)」とは、恒常性や雅で高邁な性質という理想を具現することができない世界として把握されてい

るのだといえよう。 その際に家持の念頭にあったのは、先に述べたとおり、憶良の「塵俗」「俗道」などの表現であったと思う。先掲

のイイの「俗中人」、⑴「俗内之冥跡」、ノノ「俗中之一物」や、

咄咄俗中愚、且當」從"黄綺

高酣發"新謠、寧效"俗中言

還將不"事事、同醉俗中人

それ自体が現世の意であって、その現世の「中」の「愚」「人」「言」等々という構造をとると見るべきであろう。そ(注5)

などは、一見するところ、当面の家持の「俗中」に直結するように見受けられる。しかしながら、これらは、「俗」(ネヒタ)

(初唐張説「耗磨日飮二首」の第二首)

(陶淵明「飲酒二十首」の第六首) (同「讀山海經十三首」の第二首)

こでの「中」は、ある領域の内側という実質的な意味を持つ。「俗」一字が現世を意味する用法として、次のような

運,十力,以摧,魔、弘,四等,以濟,俗

玄儆子,,隠,,居大荒之庭、飛遯雕,俗、澄,神定,靈

これら漢籍の場合に対して家持の側についていえば、「よのなか」を「よ」と「なか」とに分かって「よ」に「俗」 同方久厭、俗、相與事,,遐討、及,,此雲山,去、曾然嚴徑好

(謝鎭之「呰與顧道士」 [弘明集]) (魏喈植「七啓」 [文選])

(初唐張九齢「與生公尋幽居處」)

を、「なか」に「中」をあてたのではなく、あくまでも「よのなか」を一語と見なして、それに「俗」をあてたもの 85

定着しているからである。したがって、家持の「俗中」は、「よのなか」を「俗」と表記し、さらにその下に「中」 と考えられる。第一節に挙げたとおり、現世を意味する「よのなか」は、「世間」に対応する語として、すでに充分

といえよう。そこでは「争」が一字で充分意味を担えるかかわらず、「争」のみでは「いそふ」と読み誤られる可能 を添えたものと解されるが、これは、「争ふ」を「有争」(19・四一六六)と表記する家持歌の場合と同じ方法である

こで、正しく「よのなか」と読ませるために「中(なか)」の一字が添えられたものと見るべきであろう。 性があるゆえ、「有(あり)」の字を上に加えて「あらそふ」という正しい読みが行われることを期している。これと 同様に、当面の「俗中」の場合、「俗」一字では「よのひと」「くにひと」といった読みが行われるおそれがある。そ

間の基調をなす態度といえるが、就中、当面の「俗中」についていえば、そこに認められる家持の手厚い配慮は、 「悲世閒無常歌」において是非とも「俗」という文字を用いたかった執着の現れに相違ない。このことは、現世を

表記と読みとに対する家持のかような周到さは、第一節で述べたとおり、巻十九の前半部四一三九から四二一〇の

「俗」と認識することが、当該歌にとってきわめて大切な意味を持つことを示唆している。

四 連作への志向

といった三つの視点から現世のありさまを描写し、それらの具現する無常の相を「吹く風の見えぬがごとく行く水の 当面の「悲世間無常歌」は、長歌において、天の月の満ち欠け、地上での季節の推移、女性に象徴される人の老い

止まらぬごとく常もなくうつろふ」と表現する。第二反歌では、かように無常な現世であるがゆえに、 うつせみの常なき見れば世の中に心つけずて思ふ日そ多き

と、現世に「心つけずて」、すなわち信を置くことができないとうたう。かかる不信は、世の中を「俗」と表記する

あるものへと向かうことになる。かくして、その思いの内実が、当該歌の後に位置する「豫作七夕歌」(四一六三)、 価値判断に由来するのだが、そうであればこそ、現世に対する負の認識は、「思ふ日そ多き」と、その認識の対極に

「慕」振||勇士之名| 歌」(四一六四~四一六五)に示されることになる。

いうまでもなく七夕は、年に一度の逢瀬という永遠の宿命を持つ伝説である。これに続く「慕振勇士之名歌」では、

家持が心底深く抱き、折に触れて言及する大伴氏の名の誇りとその永続への願いとが、

ますらをは名をし立つべし後の世に聞き継ぐ人も語り継ぐがね ……さしまくる心障らず《後の世の語り継ぐべく》名を立つべしも (四一六四)

四一六五)

と、力を込めてうたわれている。つまり、「豫作七夕歌」、「慕振勇士之名歌」は、ともに永続するものへの共感と理(注!)

想とをうたう作といってよく、したがって、家持にとって無常を具現する現世の対極にある恒常性は、愛情と名との

うちにこそ見出されるべきものであったのだといえよう。

考察を加える必要がある。多岐にわたるそれは別稿に譲ることとして、ここでは、家持その人によって、七夕の伝説 とどまるのみではない。当該歌を含む連作四作品の展開については、述べてきた「俗」の意義を考慮に入れて、再度 が、家持の脳裏に繰り広げられた想念の展開は、嘆くべき無常のありさまと、理想とする恒常への願いとの対比に

ること、家持が尊重する大伴氏の名は、「清きその名」(四〇九四、四四六五)、「明らけき名に負ふ伴の雄」(四四六六)、 が「うつせみの世の人我も(ここをしもあやに奇しみ」(四一二五)とうたわれ、天界の霊妙な出来事と認識されてい

る「清し」という性質は、現世がぬぐいがたく持つ「俗」という側面に対立的に関わるはずで、そこでは現世を 「俗」と観ずる認識が深ければ深いほど、それに対比的に語られる理想の尊さがいっそうの輝きを増すに相違ないか 87

たわれていることを挙げておきたい。一連の作品において、七夕の二星逢会が帯びる「奇し」、大伴氏の名が保持す

「いにしへゆさやけく負ひて来にしその名そ」(四四六七)などのように、「清し」「さやけし」をその本質とするとう

らである。

ひるがえって、家持が「出挙」の政務による巡行の途上に世間の無常に思いを致し、「悲世間無常歌」なる作品を

制作するに至ったきっかけにも目を向けるべきであろう。一連の作の冒頭、

磯の上のつままを見れば根を延へて年深からし神さびにけり

(四一五九)

(6・10四三)

にうたわれるとおり、多くの年輪を経て神々しい風貌を呈する老樹「つまま」へ賛嘆の念が、それとは対照的な現世

のありさまへと家持の連想を誘ったものと思われる。かような老樹は、

一つ松幾代か経ぬる吹く風の音の清きは年深みかも

という一首に見られるように、それ自体が古代人の理想とする「清なるもの」(高木市之助「萬葉集に於ける淸なるもの」

「吉野の鮎」)の体現にほかならないのである。

となったのだと思われる。 その内部に「清」なるものと「俗」なるものとの対立を含みつつ、作者家持の思いをさらに豊かな連想へと誘うこと このように見てくると、総題に括られる四作品に見出される永続から無常へ、無常から永続へという思考の反復は、

注

1 橋本達雄「天平勝宝二年三月、出挙の歌」(『大伴家持作品論攷』) 拙稿「総題を掲げる歌群―大伴家持論序説―」(「日本語と日本文学」第八号)

鉄野昌弘「『興』と『無常』―家持『歌日誌』への試論―」(「上代文学」第七十三号)

- 2 正訓と義訓とは、ともに漢字の意義に注目しての表記法であり、両者の間に明確な区分を設けることはできない。ここで 例を取り上げた。 は諸注釈書の指摘や沖森卓也「萬葉集の表記」(『万葉集I』和歌文学講座2)を参照し、筆者の判断で義訓と見なされる
- (3)「藤原二郎」については、南家の右大臣藤原豊成の次男継縄と見る説(『萬葉集新考』など)と、同じく南家で豊成の弟仲

のであろう。

麻呂の次男久須麻呂と見る説(『萬葉集全註釋』など)とがあり、定説を見ない。

平安朝に入り、五節舞が行われる豊明節会が年中行事として定着するのに伴い、

まことにやなべて重ねしおみごろも豊の明りのかくれなきよに、

(藤原敦光、【金葉和歌集】賀部、三一六)(源 頼家、【後拾遺和歌集】雑五、一一二六)

申うこうとう用りこからどうウトルザルブラごはへまざりする(宮内町くもりなき豊のあかりにあふみなる朝日のさとは光さしそふ(藤

など、しばしば歌に詠まれるようになる。また、催馬楽「美濃山」に、「止与乃安可利に会ふが楽しさや」という例があ 神うくる豊の明りにゆふそののひかげかづらぞはへまさりける (宮内卿永範、『千載和歌集』神祇、一二八四)

5 世の中の無常のありさまを日月の満ち欠けにたとえるという家持の着想の由来については、佐竹昭広「無常 『万葉集』 是」を挙げることができるという。件の経の名が正倉院文書に残るところから見て、首肯すべき指摘であると思われる。 として、『仏説罪業応教化地獄経』の偈、「水流不常満 火盛不久然 日出須曳没 月満巳復欠 尊栄豪貴者 再読」(岩波講座『日本文学と仏教』第四巻「無常」)に指摘がある。それによれば、「作者家持の脳裏に去来した一つ」

- 6 橋本四郎「古代の言語生活」(「橋本四郎論文集 万葉集編」)は、「(3)語の雅俗」の中で、先掲の「俗語曰"賀我比」 (9・一七五九)や、「上古の時俗号」鞆謂||褒武多」」(応神前紀)などの例を挙げ、次のような指摘を行っている。 する概念ではなかった。一方、文章の発達に伴って、漢文による表現を「雅」とし、対する日本語的・口語的表現を 「俗」と意識する場合も生じたらしい。(中略) 歌を含めた記載文学の展開とともに、文学用語を雅と意識しはじめた 上代の「俗」「俗語」は、時代差や地域差により一般性を欠く語をさして用いられている。もとは必ずしも雅に対立
- 7 仏法をさし、これに対して俗諦とは『自他・彼此の区別される森羅万象』を指す』(平凡社『日本仏教語辞典』)などと説か ては、「因縁所生の事理を俗とし、不生不滅の理性を真とす」(織田得能『佛教大辭典』)、「わが国では、一般に、真諦とは れているが、「眞俗二諦の解釋に關しては諸經に頗る多說あり」(望月【佛敎大辭典】)という。 | 教理においては、「真諦」に対する「俗諦」のように、「真俗」の対比において「俗」が用いられている。その内実につい
- 8 清蔣清翊注【王子安集注】は、第一・二句を、「金壇疎「俗字、玉洞似」仙翆」 」に作る。

類例として時代は下るが、寒山詩に次の例がある。

己見俗中人、靈牀施,,酒果, (有身與無身」)

大有,,俗中士、知,非不,受,金(拾得「我勸出家輩」)

10 石田茂作「奈良朝現在一切経疏目録」(『写経より見たる奈良朝仏教の研究』)所載の経典にも「俗中」の例が見出される。そ

の一端を示せば、次のとおり。 無常故苦。是可」斷相者。有漏可」斷。集因滅故苦果隨」滅。此俗中之假相。

言;;立二諦等;者。實義雖同。而世俗諦卽俗中實。勝義諦法勝義中實。故立二諦。

(【仁王護國般若波羅蜜多經疏】卷下)

(「法苑義鏡」卷第三)

若依,,本記。 真中有,俗故云,非,證。俗中有,真故非,,不證。

(「梵網經菩薩戒本疎」卷第六)

中之假相」「俗中曲席」などの語の構成も、先掲の「俗中人」等々に準じて理解してよいのではなかろうか。 は、おおむね「真俗」の対比における「俗諦」として認識される世界を意味するものと考えられる。したがって、右の「俗

教理上の概念と密接に関連する。それゆえ、目下のところ、充分に理解が届かない点が多々あるが、それらの「俗(中)」

右の「俗中之假相」等々をはじめ経典に見られる「俗(中)」については、先掲の『世説新語』などの場合とは異なり、

持を込めて称揚する「名」が、武門の氏族という大伴氏の出自と来歴に密着するものであるという指摘を行っている。 《『萬葉集研究』第二十一集)は、和語「ナ」の意義についての丹念な検討と史学の成果とを踏まえて、家持がしばしば玲 鉄野昌弘「天平勝宝八歳六月一七日作歌六首をめぐって」(「帝塚山学院大学研究論集」 28) 及び「古代のナをめぐって」

12 百五十七号)に詳細な考察がある。それによれば、大伴氏の祖先以来の「名」における「清し」という価値は、天皇と大伴 歴史に意識的に参画しようとする」ところにおいて可能となると考えられていた、という。家持の「名」に対する意識、ひ 氏との関係を担って意識されているもので、家持にとって、その価値の実現は、「天皇と大伴氏の間の歴史を自覚し、その いては当面の四作品の内的関連性を考える上で、注(11)に掲げた論とともに、示唆に富む見解である。 大伴氏の名を「清し」とうたうことについては、奥村和美「天平勝宝八歳六月十七日大伴家持作歌六首の論」(「萬葉」 第